

江府町告示第44号

江府町畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部改正をここに公布する。

令和6年6月10日

江府町長 白石 祐 治

江府町畜産経営緊急救済事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

		改正後						改正前					
第1～8条 略		第1～8条 略						第1～8条 略					
別表（第3条、第6条関係）		別表（第3条、第6条関係）						別表（第3条、第6条関係）					
1 補助事業	酪農経営支援	2 補助事業者	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	3 補助対象経費	令和6年4月から令和6年6月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,400円のうち	4 補助率	1/4以内	5 重要な変更	補助金の増額に係るもの	6 実績報告期限	令和6年7月31日		
1 補助事業	酪農経営支援	2 補助事業者	大山乳業農業協同組合（以下「大山乳業」という。）	3 補助対象経費	令和6年4月から令和6年6月までの月毎に大山乳業が示す乳用牛（経産牛）1日1頭あたりの飼料価格又は上限額2,400円のうち	4 補助率	1/2以内	5 重要な変更	補助金の増額に係るもの	6 実績報告期限	令和6年7月31日		

